

2021.10.12
三菱原子燃料株式会社

加工棟廃液処理施設の堰の使用前検査での不適合の件
(検査日 : 2021年9月28日)

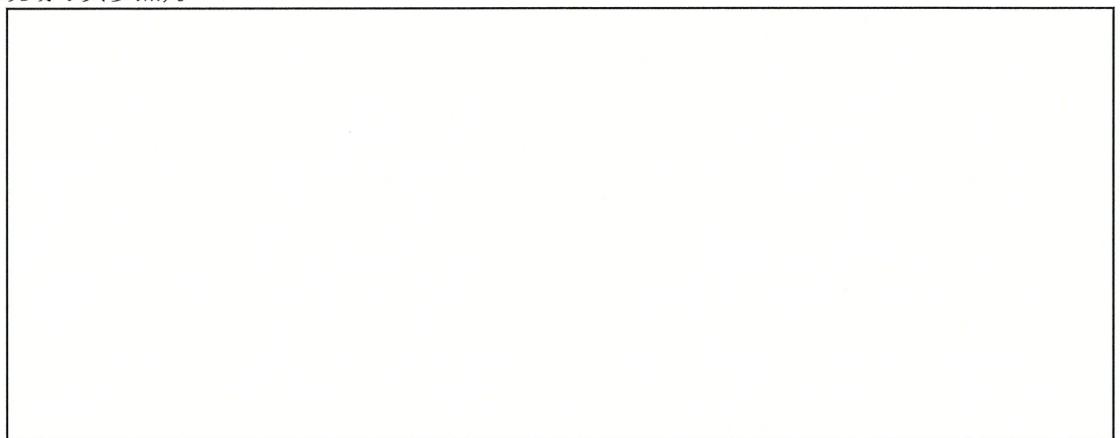
1. 事象

加工棟の廃液処理室の扉内側に等辺山形鋼（1辺 80 mm以上）を設置することで堰とすることとしている（下図：2次申請書：図リ建-9 p374 参照）。



NRA の検査要領書では加工棟床レベルから高さ 80mm 以上に余裕を確保し、
□の等辺山形鋼を使用していることを検査することとなっている。
しかし、実際の工事では、□の等辺山形鋼（以下 L 鋼とする）に鋼板を取り付けて堰としていた。

（下図現場写真参照）。



2. 今回の原因について

溢水高さは加工棟全体の床レベル (F.L.とする) から 80mm の高さである。しかし、廃液処理室の床は F.L.よりも 150mm 程度掘り下げられている。

扉のすぐ内側のコンクリート部分 (以降土台部分とする) の高さが床レベルと同じ高さとなっているため、設工認申請の段階では、この土台部分に L 鋼を設置する計画であった。

しかし、L 鋼に鋼板を取り付けるほうが、設置が容易であり、同じ効果が得られることから、方針を変更し、鋼板を取り付けることとした。

堰の施工について、施工図面と設工認図面の照合を行っていたが、溢水対策の機能は十分に果たすこと、設工認の要求通りの L 鋼が用いられていること、および他の場所で、今回の事例と同様に L 鋼に鋼板を継ぎ足した堰が認可されていることから、施工図面の承認プロセス*の中で問題ないと判断されたものである。

*当社の施工図面の承認プロセスは設工認申請書との整合の観点を含め、設備技術課と安全法務課の代表者他のレビューを受けたうえで、設備技術課長が承認するとしている。

3. 今後の対応について

今回、使用前検査で設工認どおりではないとの指摘があったことを踏まえ、L 型鋼のみで堰とするように工事をやり直すこととしたい。

その場合は、当初の設計どおり、扉内側の土台部分に、L 鋼を設置することとしたい。このことにより、設工認に適合した堰とするため、設工認申請内容の変更は行わない

4. 水平展開について

堰について全て水平展開して確認したところ、設工認との不整合は認められなかった。

以上